

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月 1 日
【会社名】	株式会社ムロコーポレーション
【英訳名】	MURO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 室 雅文
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地 7 番地 1
【電話番号】	028 (667) 7122
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 山口 誉
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地 7 番地 1
【電話番号】	028 (667) 7122
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 山口 誉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月23日開催の第63期定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月24日に臨時報告書を提出いたしました。当社株主名簿管理人より議決権行使結果の一部修正の報告があり、一部訂正すべき事項が生じたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	52,594	53	—	(注) 1	可決 (99.89%)
第2号議案 取締役7名選任の件					
室 雅文	51,212	1,434	—	(注) 2	可決 (97.27%)
見目 直信	52,581	65	—		可決 (99.87%)
藤田 英貴	52,573	73	—		可決 (99.85%)
寺島 政明	52,550	96	—		可決 (99.81%)
荻野目 久行	52,573	73	—		可決 (99.85%)
木嶋 茂	52,573	73	—		可決 (99.85%)
間中 和男	52,548	98	—		可決 (99.81%)
第3号議案 監査役1名選任の件					
藤原 秀之	52,507	139	—	(注) 2	可決 (99.73%)
第4号議案 補欠取締役1名選任の件					
高桑 明良	52,489	157	—	(注) 2	可決 (99.69%)
第5号議案 補欠監査役2名選任の件					
齋藤 甚一	52,507	139	—	(注) 2	可決 (99.73%)
鷹箸 一成	52,503	143	—		可決 (99.72%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	52,821	63	—	(注) 1	可決 (99.88%)
第2号議案 取締役7名選任の件					
室 雅文	51,439	1,444	—	(注) 2	可決 (97.26%)
見目 直信	52,808	75	—		可決 (99.85%)
藤田 英貴	52,800	83	—		可決 (99.84%)
寺島 政明	52,777	106	—		可決 (99.79%)
荻野目 久行	52,800	83	—		可決 (99.84%)
木嶋 茂	52,800	83	—		可決 (99.84%)
間中 和男	52,774	109	—		可決 (99.79%)
第3号議案 監査役1名選任の件					
藤原 秀之	52,733	150	—	(注) 2	可決 (99.71%)
第4号議案 補欠取締役1名選任の件					
高桑 明良	52,715	168	—	(注) 2	可決 (99.68%)
第5号議案 補欠監査役2名選任の件					
齋藤 甚一	52,734	149	—	(注) 2	可決 (99.71%)
鷹箸 一成	52,729	154	—		可決 (99.70%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。